

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)10 月 1 日

契 約 担 当 課 名	魅力文化創造課
契 約 名 称	東西軸活性化事業「TOYONAKA ART BRIDGE 2024」実施業務
契 約 内 容	東西軸活性化事業「TOYONAKA ART BRIDGE 2024」における全体監修、及びイベント企画・実施、それに伴う作品制作、及び広報物の作成
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 6 年（2024 年）10 月 1 日 令和 6 年（2024 年）10 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	アートプロジェクト気流部 代表 森野 晋次 (京都市西京区大枝北杵掛町 5-18-2)
契 約 金 額	3,630,000 円（消費税込）
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号第 2 号に該当) 当該業務は、「東西軸活性化事業」においてアートイベントを実施するもの。 同氏は、令和 4 年度に策定した「東西軸活性化アクションプラン」において、リーディングプロジェクトの 1 つである TOYONAKA ART BRIDGE のデザイン及び事業内容の検討に関わり、TOYONAKA ART BRIDGE の視覚的イメージやブランドロゴの作成、及び令和 5 年度の TOYONAKA ART BRIDGE の 1 つであるマチなかアートの実施を受託した。 このことから、同氏は「東西軸活性化アクションプラン」の策定に深くかかわり、東西軸エリアの特徴や資源を理解するとともに、TOYONAKA ART BRIDGE の展開・実施に関して継続性・関連性を持たせることができるため、当該業務を円滑に実施できるとともに今後の展開に期待ができる。 そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行うもの。